

周南スイミングクラブ細則

第1条 入会金・会員登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの入会金・会員登録手数料は、次の通りとする。なお、会員が本クラブの2種目以降の会員種別に登録する場合は、入会金・会員登録手数料は免除されるものとする。

正会員 入会金	5,000円(税別)
家族会員入会金	3,000円(税別)
会員登録手数料	3,000円(税別)

2. 会員は、前項の入会金・会員登録手数料を入会申込時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた入会金・会員登録手数料は返還されないものとする。

第2条 会員種別と対象

本クラブの会員種別の対象年齢は、次の通りとする。

会員種別	対象
ベビースイミング	6ヶ月～満3歳 (保護者同伴)
スイミング	3歳～高校生
空手	5歳～14歳
ダンス	5歳～小学生

*ベビースイミングの保護者は、会員の親族で入会資格に適合する方とする。

第3条 月会費

1. 本クラブの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	正会員会費 (税別)	家族会員月会費 (税別)
ベビースイミング	6,000円	5,700円
スイミング週1回	6,100円	5,795円
スイミング週2回	8,000円	7,600円
スイミング週3回	8,700円	8,265円
スイミング選手・ 選手育成	12,000円	11,400円
空手週1回	3,619円	3,438円
スイミング週1回 + 空手	9,120円	8,815円
スイミング週2回 + 空手	11,020円	10,620円
ダンス週1回	4,000円	3,800円
スイミング週1回 + ダンス	9,500円	9,195円
スイミング週2回 + ダンス	11,280円	10,880円

*ベビークラスは1か月利用制限なし

*スイミング週3回は、当クラブ進級基準B1級以上の会員が対象

*家族会員は、同一同居の親族で、一人正会員が在籍した場合

*2人以上が会員の場合、会員番号が早い方を正会員とする。

2. 会費は、入会時に2ヶ月分の会費を現金で支払うものとする。

3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月27日までに翌月分の月会費を預金口座振替方法により支払うものとする。なお、27日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。

4. 月払いによって一旦支払われた、会費は返還されないものとする。

第4条 入会初月度の会費

細則第2条第2項における入会初月度の会費は、利用開始月から当月末日までの利用する場合に適用し、開始日より1回当たりの単価をもとに日割り計算する。

第5条 変更手数料

会則第10条における本クラブ会員種別の変更手数料は、無料とする。

第6条 休会費

会則第11条における休会は、1ヶ月単位(当月1日から月末まで)とし、1ヶ月当たりの休会金は1,200円(税別)とする。

第6条 会員証の再発行

会則第14条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき500円(税別)とする。

第7条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間に限り、本クラブのレッスンを受講することができる。

第8条 欠席登録及び振替制度

1. 会員は、会員種別に応じて、WEBにて欠席登録し、当月又は翌月に振替申込をした場合、レッスンを受講することができる。

2. 前項の振替にて受講を希望する場合は、振替希望日の以下の時間までにWEBにて申込むものとする。なお、級別・班別に定員があるため、定員に達している班(級)は振替ができないものとする。

欠席登録	レッスン開始30分前まで
振替可能回数	通常レッスン、進級テスト関係なく月1回。スイミング選手・選手育成を除いた週2回以上の場合は曜日ごとに月1回。
振替受付締切時間	希望のレッスン当日の9時間前まで

第9条 指導

本クラブは、各種別に作成された本クラブのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールの従業員の個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

第10条 入会手続きに必要な書類

本クラブに入会する者は、入会申込時に次の書類等を提出持参しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③キャッシュカードまたは預金口座振替依頼書
(金融機関によりキャッシュカードで対応できない場合は、預金口座振替依頼書とする。その場合は通帳届出印鑑・通帳が必要。)
- ⑤認印
- ⑥運転免許証・保険証などの保護者本人確認書類
- ⑦その他本スクールが定める必要書類

第12条 改定

本細則の改定は、本クラブが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改定する時には改定日の1ヶ月以上前までにその内容をクラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

第13条 本細則の発効

本細則は2019年9月1日より発効する。